

東京都貨物輸送評価制度要綱

制定 平成25年4月9日付25環車計第21号
改正 平成29年3月31日付28環改車第839号
改正 令和3年3月26日付2環改車第530号
改正 令和4年3月31日付3環改車第544号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都知事（以下「知事」という。）が貨物自動車運送事業者のエコドライブ等の取組による燃費削減努力を評価し、東京都内で貨物自動車から排出される二酸化炭素、窒素酸化物等の削減に寄与することを目的として東京都貨物輸送評価制度の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業を営む者（以下「一般貨物自動車運送事業者」という。）、同条第3項の特定貨物自動車運送事業を営む者（以下「特定貨物自動車運送事業者」という。）及び同条第4項の貨物軽自動車運送事業を営む者（以下「貨物軽自動車運送事業者」という。）をいう。
- (2) 「貨物自動車」とは、貨物自動車運送事業者が、事業の用に供する自動車をいう。
- (3) 「実走行燃費」とは、燃費管理記録（貨物自動車を運転する者（以下「ドライバー」という。）が自ら行う、燃料給油（軽油その他燃料を貨物自動車に供給することをいう。以下同じ。）の量の記録及び燃料給油ごとの走行距離の記録をいう。以下同じ。）に基づき算出された自動車の燃費をいう。
- (4) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

第2章 評価対象等

(評価対象事業者)

第3条 評価の対象となる事業者（以下「評価対象事業者」という。）は、東京都内に、又は東京都内から貨物を運送する貨物自動車運送事業者であつて、次の各号のいずれに

も該当する者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第18条第1項に規定する運行管理者等がドライバーに対して、燃料給油の量及び走行距離に関するデータの収集及び分析並びにエコドライブを実践するための継続的な教育訓練、指導等を行う体制を構築している者であること。
- (2) 前号の体制を構築していることの根拠として、実走行燃費のデータベースの構築及び定期的な指導等の実施状況その他具体的な取組の実績等を明示できる者であること。
- (3) 評価対象事業者が使用する全ての貨物自動車について、第5条に規定する評価対象期間における燃費管理記録を、燃費管理記録シート（別記第1号様式）により提出できる者であること。

（評価対象自動車）

第4条 評価の対象となる貨物自動車（以下「評価対象自動車」という。）は、評価対象事業者が使用する全ての貨物自動車のうち、別表2の車両区分（燃料種、車体の形状、重量区分、種別及びハイブリッド自動車への該当（以下「ハイブリッドの有無」という。））に該当する貨物自動車とする。

（評価対象期間）

第5条 評価の対象となる期間（以下「評価対象期間」という。）は、第8条の規定による申請を行う年度の前年度の1年間とする。ただし、増車、減車、自動車の代替等のため、使用期間が1年間に満たない貨物自動車にあつては、当該貨物自動車の使用期間とする。

（評価の方法）

第6条 評価の方法は、評価対象期間における評価対象自動車に関する実走行燃費を用いて、別表1に定める算定方法により評価対象事業者の偏差値（以下「平均偏差値」という。）を算出し、次条の評価区分への適合を判定することにより行うものとする。

（評価区分）

第7条 評価の区分（以下「評価区分」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 平均偏差値が55.5以上 「★★★★（三つ星）」
- (2) 平均偏差値が50.0以上55.5未満 「★★（二つ星）」
- (3) 平均偏差値が50.0未満 「★（一つ星）」

第3章 評価の手続

（評価の申請）

第8条 評価を受けようとする評価対象事業者（以下「申請者」という。）は、別途定め

る期間において、東京都貨物輸送評価制度申請書（別記第2号様式）を、知事に提出しなければならない。

（評価等の決定及び通知）

第9条 知事は、評価を行ったときは、申請者に対し、評価区分及び評価対象期間を記載した東京都貨物輸送評価制度評価証明書（別記第3号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式。以下「評価書」という。）を交付する。

2 知事は、評価をしないことを決定した場合には、申請者に対し、東京都貨物輸送評価制度評価対象外通知書（別記第6号様式）によりその旨を通知する。

3 前2項の標準処理期間は、65日とする。ただし、次に掲げる期間は、標準処理期間に参入しないものとする。

（1）東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める休日の日数

（2）申請の形式上の要件に係る不備等の理由による補正又は必要な書類等の追加に要する日数

4 第1項の規定により評価書の交付を受けた者（以下「評価書受領者」という。）は、次のいずれかの方法によって平均偏差値の成績書の交付を依頼することができる。

（1）東京都貨物輸送評価制度成績書交付依頼書（別記第7号様式）を知事に提出する。

（2）あらかじめ成績書の交付を依頼する旨を記入した東京都貨物輸送評価制度申請書（別記第2号様式）を知事に提出する。

5 知事は、成績書依頼者に対し、成績書を交付する。

第4章 永年評価認定

第10条 知事は、第8条の申請を受けて評価を行ったとき、評価書受領者のうち、5年間又は10年間継続して評価書受領者となった者を連続評価取得者として認定することができる。

2 前項の規定による認定は、継続して評価を取得した期間ごとに、次の表の当該期間における評価区分の★の数の合計を当該期間の年数で除して得た値（以下「評価平均値」という。）に応じて、同表に掲げる連続評価取得者の区分（以下「認定区分」という。）に認定することによるものとする。

なお、平成29年度から令和3年度までの間における準三つ星及び準二つ星の評価区分の星の数は、それぞれ2.5、1.5として取り扱う。

継続して評価を取得した期間	評価平均値	認定区分
5年	2.1以上	5年連続最優秀
	2.1未満	5年連続優秀

10年	2.1以上	10年連続最優秀
	2.1未満	10年連続優秀

3 知事は、連続評価取得者に対し、認定区分を記載した認定書を交付する。

第5章 評価結果の公表及び現地調査

(評価結果等の公表)

第11条 知事は、評価書受領者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）並びに評価区分及び評価対象期間を公表するものとする。

2 知事は、前項の公表に合わせて、連続評価取得者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）並びに認定区分を公表するものとする。

3 前2項の規定による公表の手段は、次に掲げる方法とする。

- (1) 東京都環境局での閲覧
- (2) インターネットの利用による公表
- (3) この要綱の趣旨に照らして、知事が適当と判断する団体、機関等への情報提供

4 評価書受領者及び連続評価取得者は、評価書及び認定書の内容について、次に掲げる方法により公表できるものとする。

- (1) 事業所等における評価書及び認定書の掲出
- (2) 事業所、評価対象自動車等における知事が別に定める評価証票及び認定ロゴマークの掲出

(現地調査)

第12条 知事は、必要に応じて、第8条に基づき申請者が行った申請の内容を確認するため、現地調査を行うことができる。

(氏名等の変更)

第13条 評価書受領者は、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）又は住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）に変更が生じた場合は、東京都貨物輸送評価制度変更届（別記第8号様式）により、速やかにその旨を届け出なければならない。

(評価の返納)

第14条 評価書受領者は、第9条第1項の評価を返納しようとするときは、評価の返納に係る届出書（別記第9号様式）に、評価書を添えて知事に速やかに届け出なければならない。

(評価の取消し)

第15条 知事は、次に掲げる場合には、評価の取消しを行うことができる。

- (1) 不正の手段により評価を受けた場合
 - (2) 第12条の規定による確認のための現地調査を拒否した場合
 - (3) この要綱の趣旨に照らして不適切な行為があった場合
 - (4) 社会的な信用を損ねる行為があった場合
 - (5) 評価対象期間における自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故により行政処分を受けた場合
- 2 知事は、前条の規定による評価の返納を受けた場合又は前項の規定による評価の取消しを行った場合において、その内容を公表するものとする。
- 3 第1項の規定による評価の取消しに伴い、評価書受領者に不利益が生じても知事は一切責任を負わないものとする。

(認定の取消し)

第16条 知事は、連続評価取得者が、前条の規定に基づき評価を取り消されたときは、連続評価取得者の認定を取り消すものとする。

第6章 雑則

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、東京都貨物輸送評価制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付28環改車第839号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日付2環改車第530号）

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則（令和4年3月31日付3環改車第544号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度の評価書受領者については、次の表の左欄及び中欄に掲げる令和3年度に受けた評価通知書の評価区分及び令和4年度における平均偏差値の区分であるとき、これらの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる評価区分とする。

令和3年度に受けた評価通知書の評価区分	令和4年度における平均偏差値の区分	令和4年度の評価区分
三つ星又は準三つ星	55.5未満	三つ星
二つ星又は準二つ星	50.0未満	二つ星

(永年評価表彰制度の取扱い)

- 3 この要綱の施行の際、改正前の東京都貨物輸送評価制度要綱に基づき永年評価表彰制度により連続して評価を取得したことを表彰されている評価受領者は、この要綱第10条の規定に基づき、当該表彰をされた時点の評価平均値に応じた認定区分の認定を受けた者とみなす。

別表 1 平均偏差値算定方法

平均偏差値は、次に掲げる式により算出するものとする。	
平均偏差値	個々の自動車の実走行燃費の偏差値の和を評価対象自動車の台数で除する。 $P = \frac{1}{N} \sum P_i$ P : 平均偏差値 N : 評価対象自動車の台数（台） P_i : 個々の自動車の実走行燃費の偏差値

別表2 車両区分ごとの平均燃費

車両 区分	燃料種	車体の形状	重量区分		種別	ハイブリッ ドの有無	平均 燃費
			車両総重量	最大積載量			
1	軽油	バン、現金輸 送車	3.5トン以下	—	—	—	8.18
2			3.5トン超 7.5トン以下	—	小型	—	7.03
3					普通	無	7.05
4			7.5トン超8トン以下	—		有	7.31
5					—	無	5.37
6			8トン超 16トン以下	—		有	5.83
7					—	—	—
8			16トン超	—		無	3.36
9					有	4.21	
10		キャブオーバ (クレーン無)	3.5トン超 7.5トン以下	—	小型	無	7.87
11						有	7.56
12			7.5トン超8トン以下	—	普通	無	7.03
13						有	7.16
14			8トン超 16トン以下	—	無	5.74	
15					有	7.13	
16			16トン超	—	—	—	4.47
17					—	—	—
18		キャブオーバ (クレーン有)	3.5トン超 7.5トン以下	—	小型	—	7.25
19					普通	—	6.16
20			7.5トン超8トン以下	—	—	—	5.46
21			8トン超 16トン以下	—	—	—	4.22
22			16トン超	—	—	—	2.95
23		冷蔵冷凍車、 保温車	3.5トン以下	—	—	—	6.76
24			3.5トン超 7.5トン以下	—	小型	—	7.12
25					普通	無	6.11
26			有	6.01			
27			7.5トン超8トン以下	—	無	5.17	
28					有	5.46	
29			8トン超 16トン以下	—	—	—	4.37
30			16トン超	—	—	—	3.17

車両 区分	燃料種	車体の形状	重量区分		種別	ハイブリッ ドの有無	平均 燃費
			車両総重量	最大積載量			
31	軽油	塵芥車、糞尿 車、清掃車、道 路作業車	3.5トン超 7.5トン以下	—	小型	無	5.81
32						有	5.64
33			3.5トン超 7.5トン以下	—	普通	無	4.60
34						有	4.67
35			7.5トン超8トン以下	—	—	—	4.03
36			8トン超 16トン以下	—	—	—	4.10
37		コンテナ専用 車、脱着装置 付コンテナ専 用車	3.5トン超 7.5トン以下	—	小型	—	5.94
38					普通	—	6.15
39			7.5トン超8トン以下	—	—	—	4.92
40			8トン超 16トン以下	—	—	—	3.91
41			16トン超	—	—	—	2.74
42		ダンプ、粉粒体 運搬車	3.5トン超 7.5トン以下	—	小型	—	6.44
43					普通	無	5.84
44						有	5.29
45			7.5トン超8トン以下	—	—	—	4.20
46			8トン超 16トン以下	—	—	—	4.12
47			16トン超	—	—	—	2.90
48		タンク車、アス ファルト運搬車	3.5トン超 7.5トン以下	—	—	—	6.16
49			7.5トン超8トン以下	—	—	—	4.77
50			8トン超 16トン以下	—	—	—	5.14
51			16トン超	—	—	—	3.78
52		コンクリートミキ サー車	7.5トン超8トン以下	—	—	—	3.52
53			8トン超 16トン以下	—	—	—	2.79
54			16トン超	—	—	—	1.93
55		トラクタ(被けん 引車は除く。)	(後輪軸数)1軸	—	—	—	2.67
56			(後輪軸数)2軸	—	—	—	1.84
57	ガソ リン	バン	—	—	軽	—	10.90
58			3.5トン以下	—	小型	—	6.90
59		キャブオーバ	—	—	軽	—	10.00
60			3.5トン以下	—	小型、普通	—	6.10
61		ダンプ	—	—	軽	—	10.08

車両 区分	燃料種	車体の形状	重量区分		種別	ハイブリッ ドの有無	平均 燃費
			車両総重量	最大積載量			
62	CNG	バン	3.5トン超 7.5トン以下	3トン以下	普通	—	5.98
63			3.5トン超 7.5トン以下	3トン超	普通	—	4.36
			7.5トン超8トン以下	—		—	
64		キャブオーバ	3.5トン超 7.5トン以下	1.5トン以下	小型	—	4.98
				1.5トン超 2トン以下	—	—	
65		冷蔵冷凍車	3.5トン超 7.5トン以下	1.5トン超 3トン以下	普通	—	5.11
66		塵芥車	3.5トン超 7.5トン以下	1.5トン超 2トン以下	普通	—	3.62
67	LPG	バン	3.5トン超 7.5トン以下	2トン以下	普通	—	3.51
68		キャブオーバ	3.5トン超 7.5トン以下	1.5トン超 2トン以下	普通	—	3.99
69				2トン超 3トン以下	普通	—	3.26
70		塵芥車	3.5トン超 7.5トン以下	1.5トン超 3トン以下	普通	—	2.23

備考

- 「種別」欄の「小型」は小型自動車、「普通」は普通自動車、「軽」は軽自動車を指す。
- 平均燃費の単位は、軽油、ガソリン及びLPGにあってはキロメートル／リットル。CNGにあってはキロメートル／ノルマル立方メートル。

燃費管理記録シート

《申請者情報》

事業者名	
所在地	
代表者役職	代表者氏名
本社代表電話番号	
担当者所属・役職	担当者名
担当者電話番号	担当者ファクシミリ番号

備考

《燃費管理記錄》

[illegible]

東京都知事 殿

(申請者)
住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

東京都貨物輸送評価制度申請書

東京都貨物輸送評価制度要綱第 1 1 条第 1 項又は第 1 5 条第 2 項の規定により評価区分等が公表されること、同要綱第 1 2 条の規定による現地調査を受け入れること及び同要綱第 1 5 条第 1 項の規定により評価が取り消されることがあること並びに同条第 3 項の規定の内容を了承し、同要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 評価対象自動車数等

(1) 評価対象自動車数

4 月 1 日時点の配置自動車数	台
における評価対象自動車数	台

(2) 燃費管理記録シート

別添のとおり
なお、燃費管理記録シートは、(C D - R 等 ・ E メール) にて送付します。
(いずれか該当するものに○をつけること。)

(3) 事故による行政処分を受けた場合の評価の取消し

要綱第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、要綱第 5 条の評価対象期間に、自動車事故報告規則 (昭和 26 年運輸省令第 104 号) 第 2 条に規定する事故により行政処分を受けた場合、評価の取消しとなっても異存はありません。

☐ 同意します

(4) 東京都貨物輸送評価制度 評価証票の使用

東京都貨物輸送評価制度評価証票使用規程 (平成 25 年 6 月 25 日付 25 環車計第 109 号) 第 4 条 (2) の規定に基づき使用を届け出ます。

☐ 使用を届け出ます

(5) 成績表の通知

評価書交付を受けた場合には、成績書の通知を依頼します。
※ (3) 、 (4) 及び (5) に同意等する場合は、☒ (チェック) を記入すること。

☐ 通知を依頼します

担当者連絡先

郵便番号	(-)		
住所			
部署名		担当者名	
電話番号		ファクシミリ番号	
電子メールアドレス			
※受付欄			

(6) 営業所一覧

評価対象自動車数	(前年) 4月1日時点 の配置自動車数	(前年度)に おける評価 対象自動車数	評価対象自動車数内訳				備考
			軽油	ガソリン	CNG	LPG	
合 計	台	台	台	台	台	台	

営業所名	(前年) 4月1日時点 の配置自動車数	(前年度)に おける評価 対象自動車数	評価対象自動車数内訳※				備考
所在地			軽油	ガソリン	CNG	LPG	
	台	台					
	台	台					
	台	台					
	台	台					
	台	台					
	台	台					

※各営業所で使用している車両の該当する燃料の種類に○（丸印）を記入してください。

(7) 燃費管理・教育体制図

2 取組内容

(1)教育訓練、指導体制の構築

【記入欄】

(2)燃費管理

【記入欄】

(3)データベースの構築

【記入欄】

(4)その他取組項目

【記入欄】

備考 1 燃費管理記録シートは、都の指定する電子媒体により提出してください。

2 添付資料は任意の様式で作成し、記入した取組内容と添付資料が照合できるように、それぞれに資料名や資料番号をつけるなどして照合しやすい形式で提出してください。

（評価対
象年度）

年度東京都貨物輸送評価制度

評価証明書



（評価受領者名）

東京都内で排出される貨物自動車からの二酸化炭素、窒素酸化物等の削減に寄与する貨物自動車運送事業者のエコドライブ等の取組に係る東京都貨物輸送評価制度要綱第9条の規定に基づき、下記の評価基準に適合した貨物自動車運送事業者であることを証明します。

評 価 区 分 : 三 っ 星
評価対象期間 : （評価対象年度）
評 価 番 号 : （シリアル番号）

年 月 日

東京都知事

（日本産業規格A列4番）

※	色彩 特色番号
	金色 : DIC 620 黒色 : ブラック

（評価対
象年度）

年度東京都貨物輸送評価制度

評価証明書



（評価受領者名）

東京都内で排出される貨物自動車からの二酸化炭素、窒素酸化物等の削減に寄与する貨物自動車運送事業者のエコドライブ等の取組に係る東京都貨物輸送評価制度要綱第9条の規定に基づき、下記の評価基準に適合した貨物自動車運送事業者であることを証明します。

評 価 区 分 : 二 っ 星
評価対象期間 : （評価対象年度）
評 価 番 号 : （シリアル番号）

年 月 日

東京都知事

（日本産業規格A列4番）

※	色彩 特色番号
	金色：DIC 620 黒色：ブラック

（評価対
象年度）

年度東京都貨物輸送評価制度

評価証明書



（評価受領者名）

東京都内で排出される貨物自動車からの二酸化炭素、窒素酸化物等の削減に寄与する貨物自動車運送事業者のエコドライブ等の取組に係る東京都貨物輸送評価制度要綱第9条の規定に基づき、下記の評価基準に適合した貨物自動車運送事業者であることを証明します。

評 価 区 分 : 一 つ 星
評価対象期間 : （評価対象年度）
評 価 番 号 : （シリアル番号）

年 月 日

東京都知事

（日本産業規格A列4番）

※	色彩 特色番号
	金色 : DIC 620 黒色 : ブラック

(申請者)殿

東京都知事

東京都貨物輸送評価制度評価対象外通知書

年 月 日付で申請のあった標記評価制度に係る評価申請内容について、評価しないことを決定したので、東京都貨物輸送評価制度要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

評価しない理由

年 月 日

東京都知事 殿

(依頼者)

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

東京都貨物輸送評価制度成績書通知依頼書

東京都貨物輸送評価制度要綱第 9 条 4 項の規定に基づき、下記の評価対象期間における成績書の通知を依頼します。

記

1 評価対象期間

年度

担当者連絡先

郵便番号	(—)		
住所			
部署名		担当者名	
電話番号		ファクシミリ番号	
電子メールアドレス			
※受付欄			

年 月 日

東京都知事 殿

(届出者)

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

東京都貨物輸送評価制度変更届

東京都貨物輸送評価制度要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

変更した事項	
変更内容	
変更年月日	

担当者連絡先

郵便番号	(—)		
住所			
部署名		担当者名	
電話番号		ファクシミリ番号	
電子メールアドレス			
※受付欄			

年 月 日

東京都知事 殿

(届出者)
住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称
代表者氏名

東京都貨物輸送評価制度評価の返納に係る届出書

東京都貨物輸送評価制度要綱第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 評価を返納する理由

評価区分	
評価対象期間	年度
返納する理由	

担当者連絡先

郵便番号	(—)		
住所			
部署名		担当者名	
電話番号		ファクシミリ番号	
電子メールアドレス			
※受付欄			